**居宅介護等サービス重要事項説明書**

1. 事業者および事業所の概要

（１）事業者の概要

|  |  |
| --- | --- |
| 名称 | 社会福祉法人大船渡市社会福祉協議会 |
| 代表者氏名 | 会　長　　　刈　谷　　忠 |
| 所在地  お　よ　び  電話番号 | 〒０２２－０００６  　　大船渡市立根町字下欠１２５－１２「大船渡市Ｙ・Ｓセンター」内  　　電話：０１９２－２７－０００１ |
| 設立年月日 | 昭和４２年６月６日 |

（２）事業所の概要

|  |  |
| --- | --- |
| 事業所名 | 大船渡市社会福祉協議会障害者福祉サービス事業所 |
| 所在地 | 大船渡市盛町字下舘下１４－１「大船渡市総合福祉センター」内 |
| 管理者氏名 | 紀室　修子 |
| 指定番号 | 居宅介護　　０３１０３０００４１（岩手県）  重度訪問介護　　０３１０３０００４１（岩手県）  行動援護　　０３１０３０００４１（岩手県） |
| サービスを提供する  地　　　　　　　　　域 | 大船渡市内  ※上記地域以外の方でも、ご希望の方はご相談ください |
| 営業日および時間 | 日曜日～土曜日　　午前６時から午後１０時まで |

（３）事業所の職員体制（令和5年6月20日現在）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | | 常　勤 | 非常勤 | 業務内容 | 計 |
| 管理者 | | 1名 | ― | 従業者および業務の管理 | 1名 |
| サービス提供  責任者 | | 3名 | ― | 相談、居宅介護等計画の作成、訪問日程表作成など業務遂行に必要な調整等 | 3名 |
| サービス従事者  （ヘルパー） | | 10名 | 4名 | 居宅介護等サービスの実施 | 14名 |
|  | 介護福祉士 | 3名 | 0名 |  | 3名 |
| ヘルパー１級 | 1名 | 0名 |  | 1名 |
| ヘルパー２級 | 6名 | 4名 |  | 10名 |

　　　※サービス従事者・常勤10名のうち、3名はサービス提供責任者兼務

　　　※サービス従事者は、介護保険事業訪問介護員および訪問入浴介護員、障害者総合支援法地域生活支援事業移動支援ヘルパー兼務

1. 当事業所が提供するサービス内容

（１）障害者自立支援法における居宅介護等

居宅介護等計画を作成し、利用者やご家族の同意により次のサービスを提供します。

　　　　　① 居宅介護

(ⅰ) 身体介護 ～ 身体保清、排泄、摂食、衣類着脱等の介助を行います。

(ⅱ) 家事援助 ～ 調理・洗濯・掃除・買い物等の援助を行います。

　　　　　　 (ⅲ) 通院介助 ～ 通院時の移動介助および見守り等を行います。

　　　　　② 重度訪問介護 ～ 常時、介護および見守りが必要な重度の肢体不自由な方に、３時間を超える長時間滞在を基本に必要な援助を行います。

　　　　　③ 行動援護 ～ 判断の誤りなどにより身体的な危険に陥る可能性が高い方の安全を確保するために、見守りや同行を行います。

　　　　　④ その他（相談対応等） ～ 必要に応じ健康や日常生活上の状況を伺いし、生活上の相談や助言を行います。

（２）サービス従事者の禁止行為

　　　　次のような行為は行いません。

1. 褥瘡の処置など医療行為
2. ご家族に対する援助
3. 利用者もしくはご家族に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
4. 金品等の授受
5. その他、利用者もしくはご家族に対して行う迷惑行為

（３）利用の中止、変更、追加

　　　　利用日の変更や追加を希望する場合は、ご相談ください。また、体調不良や不在などによりサービスを受けられない場合にはできるだけ早めにご連絡ください。

1. 利用料金

（１）サービス利用料

障害者総合支援法に定められた介護給付費（別紙「居宅介護等サービス利用料金表」のとおり）の1割相当額を自己負担料金としてお支払いただきます。ただし、お支払いただく1カ月当たりの自己負担合計額には上限が設けられており、その額を超えてお支払いただくことはありません。

（２）交通費

　　　　大船渡市内にお住まいの方は無料です。

　　　　《交通費》

　　　　　① 事業所から片道おおむね２０㎞未満　　　　５００円

　　　　　② 事業所から片道おおむね２０㎞以上　　１，０００円

（３）利用料金のお支払い方法

　　　　 1カ月ごとに計算し、翌月１０日までにサービス内容を明記した請求書を送付しますので、以下のいずれかの方法にてお支払いください。

　　　　① 大船渡市農業協同組合の指定口座から自動引き落とし

　　　　　　 ※毎月25日（該当日が金融機関休業日の場合には翌営業日）に引き落としを行います。

　　　　② 大船渡市農業協同組合各支所・支店窓口にて納付

　　　　　 　※請求書を送付する際、専用の納付書を同封いたします。

（４）解約料

　　　　利用者の判断によりいつでも契約を解除することができます。

　　　　その際の料金は一切かかりません。

1. サービス利用に関する留意事項

（１）サービス提供を行うヘルパー

　　　　変則勤務体制のため、ヘルパーは交代勤務となっております。そのため、業務上不適当と認められる事情等がない場合には、ご指名や交替の希望に添いかねることがあります。

（２）備品等の使用

　　　　居宅介護等サービスの実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気等）は無償で使用させていただきます。ヘルパーが事業所に連絡する場合の電話等の使用も同様とさせていただきます。

（３）その他

　　① 利用者が認知症などにより自己判断が困難な場合には、家族を含む第三者に同意を得たうえでサービスを提供します。

　　② サービス提供にあたっては、利用者の生命、身体、財産の安全・確保を優先しますが、緊急時や、やむを得ない場合、行動を制限することがあります。

５．サービス提供における事業者の義務

（１）秘密保持

　　① サービス従事者および事業者が雇用する者は、サービス提供をするうえで知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。

　　② 利用者およびその家族から同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者およびその家族の情報を用いません。

　　③ 個人情報を使用する具体的な目的は、別紙「個人情報利用目的」のとおりです。

（２）事故発生時の対応

　　① サービス提供により、事故が発生した場合またはその状態を発見した場合には、速やかに利用者の家族および市などに連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

　　② サービス提供により事故が発生し、損害が生じた場合には、不可抗力による場合を除き速やかに損害を賠償します。

　　③ 事故が生じた際には、その原因を解明し、再発防止に努めます。

６．苦情・相談窓口

　① 当事業所相談・苦情受付窓口

　　　 当事業所提供の居宅介護等サービスに限らず、利用している各介護サービスに対するご相談、苦情を受け付けます。

**大船渡市社会福祉協議会・介護ステーション**（担当：紀室　修子）

　　　　　　　　　電話：０１９２－２７－１００３／２７―３１５０

　　　　　　　　　　〈受付時間〉　月曜日～金曜日　　午前８時３０分～午後５時１５分

　② 行政機関その他相談・苦情受付窓口

　　　 当事業所以外に、大船渡市および岩手県社会福祉協議会でも受け付けております。

●**大船渡市役所生活福祉部地域福祉課障害福祉係**

〒０２２－８５０１　大船渡市盛町字宇津野沢１５

電話：０１９２－２７－３１１１（内線１８６）

〈受付時間〉　月曜日～金曜日　　午前８時３０分～午後５時１５分

●**岩手県社会福祉協議会（岩手県福祉サービス運営適正化委員会）**

〒０２０－０８３１　盛岡市三本柳８地割１番３　「ふれあいランドいわて」内

電話：０１９－６３７－８８７１

〈受付時間〉　月曜日～金曜日　　午前８時３０分～午後５時１５分

令和　　年　　月　　日

　居宅介護等サービスの提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面により重要な事項について説明しました。

　　　事業者

　　　　〈所在地〉　大船渡市盛町字下舘下１４番地１

　　　　〈事業所名〉　大船渡市社会福祉協議会障害者福祉サービス事業所

　　　　〈説明者〉　（職名）

　　　　　　　　　　　（氏名）　　　　　　　　　　　　　　　㊞

　私は、契約書および本書面により、事業者から居宅介護等サービスの利用について重要事項の説明を受け、同意しました。

　　　　　　　　　　　　利用者　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　（代理人）　　　　　　　　　　　　　　　㊞　（続柄　　　　　　　）